



口座振替 ご利用の会員様

**ご来店不要、はがきの投函で
「満期・継続手続きと自動チャージ」が
完了いたします。**※ご来店での手続きも承ります。

1. **ご来店不要** はがきによる満期・継続手続き

[対象] ●継続をご希望の方 ●お積立完納の方 ●はがきを20日までに投函の方

●手続き完了までの流れ

積立最終月の5日頃に
「満期のご案内」を
封書で
お届けします。



5日頃

「継続意思確認はがき」
をご返信ください。

20日までに同封の
「継続意思確認はがき」
投函で、満期・継続手続き
のお申込みが完了



20日
まで

積立最終月の翌月1日に、
お手元の「会員証・お買物
カード」に自動チャージ!

満期受取額は翌月1日
のお買物からすぐに
ご利用いただけます。



翌月
1日

2. **ご来店にてチャージ** ご来店による手続き ※積立最終月の翌月1日(1月を除く)から承ります。

[対象] ●はがき未返送の方、20日を過ぎて投函の方
●積立最終月に口座振替ができなかった方 ●ご継続の積立コース口数を増減される方
●はがきに記入不備があった方 ●積立方法を「来店積立」に変更される方
●継続をご希望でない方 ●会員証紛失のため利用停止の方

①②③を
ご持参ください。

①「満期のご案内」
封書一式



②「会員証」



③「初回積立金」
※継続入会を
ご希望の会員様

ご案内

口座振替による積立をご契約された会員様は、年事務手数料として「会員証・お買物カード」1枚につき500円(税込)を頂戴いたします。最初の口座振替時にお積立金額とともに振替させていただきます。

ご来店積立 の会員様

積立最終月の5日頃に「満期のご案内」をはがきでお届けします。
翌月1日以降(1月を除く)に友の会センターでお手続きください。

①②③を
ご持参ください。

①「満期のご案内」
はがき



②「会員証」



③「初回積立金」
※継続入会を
ご希望の会員様

代理人様によるお手続きは「委任状」が必要です

ご事情により、会員様ご本人がご来店できない場合は、代理人様による手続きを承ります。上記のご持参に加え、会員様ご本人が記入し、押印した委任状および代理人様のご本人確認書類(運転免許証・健康保険証など)が必要です。委任状は、東武友の会ホームページから印刷または入会店にてお渡しいたします。

ハガキによる満期・継続手続きQ&A

Q ハガキによる「満期・継続手続き」とは
どういうものですか?

A 口座振替をご利用の会員様に、満期のご案内を郵送いたします。「ご継続」をご希望の方は返信用の意思確認ハガキを期日までに返信ください。ご継続されない場合は、窓口での手続きになります。

Q チャージの確認はどうすればいいですか?

A ホームページから会員証のカード番号と裏面のPINコードの入力で確認ができます。また、友の会センターや百貨店内の売場レジでも確認いただけます。

Q 初回の積立金はどうなるのですか?

A ご継続月の翌月に2ヵ月分の積立金を口座振替いたします。年事務手数料がかかる方は500円別途頂戴いたします。会員様ご自身の通帳記帳でご確認ください。

Q 持参入金ですが、積立途中から口座振替に
変更すれば自動継続手続きはできますか?

A 積立途中から口座振替への変更はできますが、登録が間に合わない場合もございます。詳しくは友の会センターまでご連絡ください。